

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2021265 21-008

③施設の情報

名称：アゼリア・宮田	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：野間口 博文	定員（利用人数）：定員 17 世帯（4 世帯 16 名
所在地：福岡県（非公表）	
TEL：（非公表）	ホームページ：なし
【施設の概要】	
開設年月日 2003 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 大楠会	
職員数	常勤職員：7 名 非常勤職員：1 名
有資格職員数	（資格の名称） 名
	保育士 1 名
施設・設備の概要	（居室数） 21 室 （設備等）
	集会室

④理念・基本方針

- 一期一会「一期とは一生という意味、一会とは一度の出会い、だから、相手に対して精一杯の誠意を尽くさなければならない。」という一期一会の精神に則り、母と子の権利を擁護し、安心・安全・安定した生活の営みを支え、常に施設利用者の最善の利益に配慮した支援を行う。
- 施設利用者の人権・人格を尊重し、人権侵害や虐待といった行為は行ってはならず、常に慈しみと思いやりの心で、一人一人を大切にされた支援を行う。
- 法令及び社会的規範を遵法しつつ、広義な意味でのコンプライアンスを遵守し、公正・公明な経営を行う。

⑤施設の特徴的な取組

アゼリア・宮田を開所して 20 年以上になります。20 年以上の時間の中で、いろいろな関係機関に母子生活支援施設を知ってもらい、つながりをもって助けて頂いています。そのつながりを活かして支援できる場と考えています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 6 年 5 月 1 日（契約日） ～ 令和 7 年 3 月 25 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 2 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・パンフレット、入所のしおりなどの施設の紹介資料はイラストや図、写真がたくさん使われてわかりやすくなっています。また説明がいろいろな配慮の元、相手に合わせるなど、丁寧に行われています。
- ・意思決定が困難な母親と子どもへは関係機関の職員と連携して適正な説明を行うようにしています。またそのことが支援マニュアルに明記されています。
- ・標準的な支援の実施あたっては、支援マニュアルが土台となり前回第三者評価から職員会議での個別指導の支援についての周知が徹底されています。
- ・自立支援計画の充実が図られています。週1回の「買い物ツアー」や月1回の「ショッピングモールツアー」の実施は母子にとって大変楽しみなものとなっています。

◇改善を求められる点

- ・支援の質の良しあしは、資格の有無ではないというのは理解できますが、資格はきちんと勉強した証でもあります。職員に対する資格取得のさらなる支援を期待します。
- ・地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な活動は社会福祉法人に求められる責務と言われています。建物の空室を利用した活動などを期待します。
- ・研修会ははじめ各種記録においてさらなる充実が期待されます。特に職員会議における事業や計画実施後の振り返りや次回へ向けた検討内容の記録が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回も適切な助言を沢山頂きました。
この助言を真摯に受けとめ、今後もよりよい支援ができるよう努めてまいります。
ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○理念や基本方針はパンフレットや支援マニュアルに記載されています。 ○玄関ロビーにも掲示されています。 ○職員への周知が徹底されることを期待します。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○施設長は要保護児童対策地域協議会や小学校の評議員会において把握に努めています。 ○県や全国の施設種別研修会で社会福祉事業全体の動向の把握に努めています。 ○コスト分析など情報の把握にとどまらず分析まで行われることを期待します。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○顧問税理士により経営分析が行われています。 ○経営について職員会議で職員に周知しています。 ○経営課題の改善に向けて具体的な取組を期待します。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○中・長期計画は策定されています。 ○中・長期計画の評価を行うことができるよう、中・長期の達成状況を数値化するなどの取組を期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○単年度の事業計画を策定しています。 ○事業計画は単なる「行事計画」とはなっていません。 ○単年度の事業計画は具体的な成果がわかるような内容になることが期待されます。		

I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ○事業計画の実施状況はあらかじめ定められた時期、手順で把握されています。 ○職員会議などで評価も行われています。 ○職員への周知は、計画書の配布だけでなく会議での説明、確認をする。また事業計画は職員の参画により作成されることを期待します。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<コメント> ○行事内容について説明が行われています。 ○入所のしおりや子どものしおりでわかりやすく説明が行われています。 ○母親会議・子ども会議が定期的に行われていますが、職員からの伝達の間となっていて利用者（母親・子ども）からの意見の聴取をするなど、より理解を促す取組を期待します。		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ○自己評価が行われています。 ○苦情相談の体制が整備されています。 ○自己評価や第三者評価結果を評価・分析・検討して支援の質の向上につなげていくなお一層の取組を期待します。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> ○自己評価により課題が文書化されています。 ○職員間で課題が共有化されています。 ○改善への取組みが計画的に行われることを期待します。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設長の責任については職務分掌表により文書化されています。 ○有事の際の役割と責任についても明確になっています。 ○小規模の施設であり、また施設の性格上、HPの作成や広報誌の発行が難しいことは理解しますが、折に触れて、利用者や職員に施設長の考え、役割と責任について表明されることを期待します。		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設長は種別の研修会に積極的に参加して、遵守すべき法令等を理解する取組を行っています。 ○施設長は利害関係者との適正な関係を保持しています。 ○職員に周知するだけでなく、遵守するための具体的取組が期待されます。		

Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は様々な専門機関とつながることを重視して取り組んでいます。 ○支援の質の向上に向けて研修の充実を図っています。 ○支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析が行われることを期待します。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○税理士のアドバイスを受け財務分析をしています。 ○施設長は業務の実効性の向上に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいます。 ○経営の改善や業務の効率性を高めるための具体的な体制は確認できませんでした。体制の整備を期待します。		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○必要な福祉人材は明確になっています。 ○資格手当を設けたり、資格を取るための教材費を負担したり人材の確保や定着に努めています。 ○小規模の施設でやむを得ないところもありますが、今以上の人材の確保、育成の取組を期待します。		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○期待する職員像は明確になっています。 ○人事基準も明確で職員に周知されています。 ○小規模の施設でやむを得ないところもありますが、人事基準にもとづく専門性の向上や貢献度の評価など育成を視野に入れた、総合的な人事管理を期待します。		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○ソウエルクラブに加入、誕生日休暇を設けています。 ○メンタルヘルスチェックをしたり、ハラスメント相談窓口も設置しています。 ○福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組を期待します。		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<コメント> ○期待する職員像は支援マニュアルなどで確認できますが、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みは構築されていません。 ○小規模施設でやむを得ないところがありますが、人材の育成という観点からも職員一人ひとりの育成に向けた取組を期待します。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ○基本方針・支援マニュアルの中で期待する職員像は明確になっています。 ○基本方針・支援マニュアルの中に施設が求めている専門技術が明示されています。 ○教育・研修計画の評価・見直しが不十分で定期的に見直す機会を設けることが求められます。		

19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<コメント> ○基幹的職員を研修に参加させてスーパービジョン体制や専門性の向上に取り組んでいます。 ○職員が教育・研修に参加できるよう配慮されています。 ○経験や職責に応じたそれぞれの職員に必要なとされる研修テーマを明確にした取組を期待します。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ○実習生受け入れマニュアルが作成されています。 ○小規模施設であり、また立地性(交通手段が少ない)の点から、実習の希望が稀で受け入れの姿勢は明確になっていますが実効性の薄いものとなっています。今後も受け入れ希望を明確にしての取組を期待します。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○理念はパンフレットに掲載されています。 ○施設種別の特性上、広報誌の発行など情報の公開に制限がありますが、公費による支援を実施する施設としての説明責任を果たすことが求められます。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○税理士と顧問契約を結び予算との対照をするため月次報告書が作成されています。また経理上の助言も受けています。 ○税理士による財務分析が行われています。 ○経理だけでなく運営についても定期的に内部監査を実施するなど体制の整備が求められます。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> ○地域の子ども食堂に参加しています。 ○子どもたちは施設のグラウンドで友人と遊んでいます。 ○積極的に地域の行事に参加したりするなど、地域との交流を図る活動を求めます。		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<コメント> ○施設種別の特性上どうしても閉ざされた施設になりがちですが、積極的にボランティアを受け入れるなど、可能な限りオープンにして、世帯(母親・子ども)が社会復帰したとき社会に適応しやすい環境を作るのも大切な支援です。手始めにボランティアマニュアルなどの作成が求められます。		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ○専門機関との連携は社会資源を明確にして行われています。また、病院へは職員が引率して解決に向け協議しています。 ○施設だけで解決せず専門機関との連携で解決するという考えの元、連携が図られています。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<コメント> ○要保護児童対策地域協議会の会議に参加しています。また子ども食堂に参加しています。 ○施設機能を地域に還元する取組が求められます。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<コメント> ○地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な活動は社会福祉法人に求められる責務と言われていす。建物の空室を利用するなどの活動を期待します。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—１ 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ○支援マニュアルに明記されていて職員に配布されています。 ○人権研修が行われていて、自己チェックリストによる職員の自己チェックが毎年実施されています。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
<コメント> ○支援マニュアルに基本的な考えが明記されています。生活の場にふさわしい設備、環境が整っています。 ○母親と子どもには入所のしおりに明記して説明・周知しています。		
Ⅲ—１—（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ○入所のしおりは過去数回、見直され、わかりやすい内容となっています。パンフレットもイラストや写真を用いてわかりやすくなっています。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<コメント> ○意思決定が困難な母親と子どもへは関係機関の職員と連携して適正な説明を行うようにしています。またそのことが支援マニュアルに明記されています。 ○自立支援計画書は面談時に希望や目標を尋ねて、その意見に沿って作成したものを母親と子どもに説明、同意の元、自立支援計画としています。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○入所のしおりに退所したのちの相談方法や担当者について記載して説明して渡しています。 ○アフターケアについては、引継ぎ文書や手順について作成されることを期待します。		

Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> ○母親会議、子ども会議があります。 ○毎月の行事は担当制になっていて、参加の様子や分析もしています。 ○母親会議、子ども会議は施設からの伝達の間となりがちで、利用者の意見を吸い上げることが難しいところがあります。利用者の満足度をいかに客観的に調査するかの工夫を期待します。		
Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> ○苦情解決の一連の仕組みが構築され、入所のしおりにも記載しています。 ○利用者が少ないため、匿名でも誰の苦情かすぐわかる状況での苦情の申し立ては難しいところがあります。またプライバシーに配慮しても特定されやすい状況です。 ○支援マニュアルに沿っていない場合、職員同士で検討協議することを期待します。		
35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<コメント> ○相談については入所のしおりに記載して配布、説明しています。 ○環境的にも秘密が守られ相談できる部屋を準備しています。		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> ○支援マニュアルを作成し、全職員に配布しています。 ○意見箱の設置をしています。 ○対応の結果に関する定期的な振り返りができていません。 ○定期的なマニュアルの見直しを含めた振り返りの取組を期待します。		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> ○リスクマネジメント規定に記録しています。 ○危機管理マニュアルを作成し、職員がいつでも確認できる所に保管しています。 ○建物や設備の定期的な安全点検をする仕組み作りが期待されます。		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> ○感染症の予防策は適切に講じています。 ○発生時の母親と子どもの緊急安全確保体制が整備されています。		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> ○災害対策マニュアル、BCP は作成しています。 ○風水害、地震、火災の訓練を行い記録しています。 ○災害対策に記載し、訓練時には手順の確認も行っています。 ○耐震、消火設備は対応できています。災害時の食料・水等の備蓄品については、毎月チェックリストで確認し、期限が切れる前に入替を行っています。		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	1) —① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a
<コメント> ○標準的な支援に係る支援マニュアルは作成しています。 ○支援マニュアルの中に母親と子どもの尊重や権利擁護及びプライバシー保護は明示しています。また、プライバシーに関しては、入所のしおりにも明記しています。 ○支援マニュアルに沿って職員会議などで個別の支援について検討しています。 ○職員会議での個別指導の支援について周知の徹底が強化され、実施確認も充実した取組ができています。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント> ○自立支援計画や個人面談などで、必要とする支援ができているかなどについては、面談時に希望を聴いて可能限り反映させています。週に1回の「買い物ツアー」や月1回の「ショッピングモールツアー」などの実施がそれにあたります。 ○標準的な実施方法・支援マニュアルを定期的に見直す仕組み作りが期待されます。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<コメント> ○自立支援計画策定の責任者は施設長が担い、職員会議をケース会議に代えてアセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスに沿って作成を行っています。そこに向けては、母親と子どもそれぞれの担当が実施した個人面談、専門職として心理士が実施した個別面談の結果が報告されています。 ○母親・子どもの意見や希望などを担当者及び各専門職が面談を通して報告し合い課題解決のための目標とその達成に向けた取組を支援計画書に反映しています。ただし、明確なアセスメントの手順の文書化や合議経過の記録が期待されます。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント> ○定期的な自立支援計画の評価・見直しの仕組みや手順は確立していますが、明確な文書化が期待されます。 ○自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等を明確にしています。職員会議録等には残っておらず説明に終わっています。記録に残すことを期待します。		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<コメント> ○母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況を適切に記録し、統一した様式に沿って記録し、職員間で共有しています。 ○母親と子どもの自立支援計画は適切で、記録しています。また、母親と子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組ではネットワーク化や記録ファイルでの回覧については検討中ですが、文書で回覧し、確認後は捺印するようにしています。		

45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護規程等の母親と子どもの記録の管理についての規定と管理については法令に照らして行っています。 ○実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄のうち、廃棄については規定から除外しています。 ○記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程について「改正個人情報保護法」(平成29年5月30日全面施行)とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の確認は行っています。理解もできています。 ○電子データによる管理については施設長のもとで考慮中です。 記録の廃棄については保存期間の裏返しとも考えますが、まだ規定と実行はできていません。今後の検討課題として判断が待たれます。 		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> ○権利擁護に関する規定やマニュアルは整備しています。 ○全職員へのマニュアルの配布と意識の持ち方等について、自己チェックシートと職員会議等で施設長から話をしています。 ○関係機関、特に児童相談所とは緊密な連携を行い、相談事例と併せて指示やアドバイスは記録しています。		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<コメント> ○就業規則への記録、支援マニュアルにも記載されています。 ○虐待に対しての施設内研修を年1回行っています。 ○会議で入所者への支援において不適切な関わりがないか、確認はできています。 ○虐待マニュアル、セクシャルハラスメント規定の整備をしています。		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<コメント> ○子ども会議の場や母親に対しては個別に心理士を通して不適切な行為の防止について話す機会を持っています。普段から外出や帰宅時でのあいさつや声掛けを励行しています。 ○その際、より大切なこととして不適切な行為を伴わない人との人間関係について、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っています。		
A④	A—1—（2）—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<コメント> ○母親から子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりにつては、学校担任やスクールソーシャルワーカーとの繋がりの中で、学校での子どもからのサイン情報を得るように努めています。 ○子ども会議の場を活かして不適切な関わりに対する具体的な方法や知識を伝えています。 ○個別面談では親子関係について尋ねたりしながら、不適切な関わりのない子育てと良好な親子関係の構築に向けた意見交換などを行っています。 ○普段から外出や帰宅時でのあいさつや声掛けに努めています。		
A—1—（3）母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—（3）—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> ○子ども会議では、行事の希望をとり、主体的に行える活動に繋げています。また、問題提起を行い、自分や自分たちで考える機会を設けています。 ○行事では高学年を中心に子どもたち自身で企画し、取り組んでいます。 ○月1回の掃除点検（当番制で共同スペースの掃除）を行い、その中で共に行う生活改善の大切さを学んでいます。		

A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○母親や子どもを否定しない姿勢で接しています。母親と子どもが主体的に生活する能力を引き出し、将来の希望や夢などに繋げる寄り添った支援を行っています。 ○学校との情報共有に努め、主体性を尊重し様々な社会資源を活用し、自己選択を可能とする支援を行っています。 ○母親の就業支援の一環として、子どもの送迎や病児保育を担うなど、日常生活の支援において、母親と子どもの主体性を尊重した支援を行っています。 		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○季節や年齢を考慮し、母親会議等で検討して意見を反映しています。 ○母親が参加し、楽しくリフレッシュできるよう補助保育なども行っています。 ○移動時間や行先での過ごし時間、その時の気温や天候などにも注意を払っています。 ○終了後は、母親会議や子ども会議で感想を聞き、次回の行事に繋げています。 		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—(5)—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所前に退所後を踏まえた支援計画を作成しています。 ○退所先の行政へは情報提供を行い、障がいを抱えている母親や子どもに関しては、関係機関を通して引き継ぎをお願いしています。 ○施設への来所相談や施設機能の活用（施設内保育や学童保育）については、入所のしおりに明記しており、その説明を入所後、退所前に行っています。 ○退所者の対応では、遠方の方へは電話で尋ねたり、近郊の方へは訪問したり、学校行事などで会った際に声掛けなどを行っています。 		

A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A⑨	A—2—(1)—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○まず母親と子どもの現在の状況をしっかり把握します。その後、個人面談での聞き取りで目標を明確にしています。 ○課題の多様化・複雑化に対応した支援では、弁護士の紹介・引率、病院や市役所・児童相談所等関係機関への送迎・同行をします。必要に応じては代弁を行うこともあります。 ○保育士資格の取得や育休中の心理士の代替など専門職の配置が期待されます。 		
A—2—(2) 入所初期の支援		
A⑩	A—2—(2)—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいについては、支援センター、生活保護課、小学校、中学校などと情報共有に努めています。 ○入所後では速やかに転校手続き、市役所や教育委員会、保育園、小学校、中学校への面談に同行支援をしています。 ○入所にあたっては、日用品などを準備し、家具、家電などは入所前に居室に設置しています。また、パンフレットを一緒に見ながら施設内及び居室の案内を丁寧に行っています。 		

A—2—(3) 母親への日常生活支援		
A⑪	A—2—(3)—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親の生育歴、生活歴や現在の生活スキル等の情報については、措置元から頂き、補足的に関係機関からの情報も依頼することがあります。</p> <p>○自立に向けた支援では、母親の同意の上で金銭管理も行い、貯蓄の支援も行っています。</p> <p>○母親の同意の上で受診に同行し、医師からの指示を受けて支援を行うこともあります。</p> <p>○母親の要望により、当直者のシャワー室で幼児の入浴支援や女性職員が居室での入浴支援を行うこともあります。また、買い物代行や幼児の食事、入浴、着替えなどの支援を行っています。特に障がいを抱える母親に対して行うことが多くあります。</p>		
A⑫	A—2—(3)—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○待機児童の関係で保育園が決まらず入園待ちの時は、子育て支援センターの一時保育の利用を行っています。</p> <p>○療育のための病院受診に同行し、発達課題についてアドバイスを受けたことを再度、母親と確認しながら支援を行っています。</p> <p>○児童相談所と連携し、母親に対し同じ方向性で思いを共有した支援を心掛けています。</p> <p>○小・中学校、保育園とは日頃の情報共有と年1回の情報交換の場を設けています。</p>		
A⑬	A—2—(3)—③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○帰宅時に事務所窓口で声かけをしています。</p> <p>○毎月1回一斉大掃除と母親会議を行い、集団作業と全員集合できる場を設けています。</p> <p>○対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせ、他の母親には職員より声を掛けるなど配慮しています。</p> <p>○施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときには、職員が中立の立場で話を聞き、関係性の修復をするよう努めています。</p>		
A—2—(4) 子どもへの支援		
A⑭	A—2—(4)—① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○養育支援の面では、保健センターでの健診結果によって病院受診に同行し、その内容によっては関係機関に繋いでいます。</p> <p>○学校からの帰宅後には、宿題に取り組める様に学習スペースを確保し、その後、留守番などの声掛け支援を行っています。</p> <p>○DVの影響や障がい等で特別な配慮を必要とする子どもには、病院同行などを行っています。</p>		

A⑮	A—2—(4)—② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習意欲につながる環境整備については、集中して学習できる様に机を学年ごとに分けて並べ、落ち着いて取り組める様に間仕切りをしています。 ○学習に対する動機づけの視点では、入所時において子どものしおりに沿って説明を行っています。学校からの帰宅後は宿題にすぐに取り組めるように環境を整備しています。 ○進学や就職への支援については、母親の同意の上で学校の三者面談に同席し、一緒に進路を考えることもあります。 ○学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援では、高等学校からの案内プリントにより必要に応じて支援を行っています。 ○以前、習字教室などを開催したことがありますが、学力の向上を目的とした大学生などのボランティアの受け入れなどは行っていません。地元で大学機関などが無いこともあり、意識が薄いのが現状です。今後、意識を持った取組を期待します。 		
A⑯	A—2—(4)—③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○夏休みなどで子どものみの行事を行い、職員とコミュニケーションを取れる場にはしています。 ○行事などではコミュニケーションを取り、楽しく過ごせるよう、褒めていくことを増やすよう心掛けています。 ○帰宅時での声掛けや会話の機会や学習時間などで自分の言葉で表現できるように促しています。ただし、ボランティアの受け入れや専門的プログラムに基づいたグループワークなどは行っていません。今後の取組を期待します。 		
A⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組がなされているかについては、以下のとおりであり、今後、十分に職員間で検討し、取り込まれていくよう期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○性をタブー視せず子どもに対応しているかについては、母親との関係もあるので慎重に対応しないとイケないとの認識です。 ○職員間での性教育に関する学習会等の開催の有無については、施設内研修の中に取り入れています。 ○年齢や発達段階に応じた性に対する正しい知識や関心の習得支援については、いつでも手に取って見ることができるよう、集会室の本棚に関係する本を入れています。 ○年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得られるよう取り込まれています。今後は、より具体的な学びの機会が充実することを期待します。 		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A—2—(5)—① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨機応変な対応が求められることも想定した緊急利用受け入れ体制の確立について、緊急時対応マニュアル及び緊急一時保護マニュアルは作成しています。 ○日中は職員対応ができ、夜間は当直者が対応できるようになっています。 ○24時間遠方からの受け入れを行っています。 ○緊急一時の担当者を決め、担当者を中心に関係機関との連絡調整を行っています。 		

A⑱	A—2—(5)—② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○弁護士事務所や市役所などに同行、場合により同席し説明を聞いて手続き支援を行っています。</p> <p>○弁護士の紹介や同行を行っています。また、DVの関係がある為、調停などは弁護士との打ち合わせを確実にし、現地で鉢合わせなどの危険がないように配慮しています。</p> <p>○管轄の警察や措置元と連携し対応しています。また、入所に危険が及ぶ可能性がある場合は、措置元と協議し転寮等の判断をするようにしています。</p>		
A⑳	A—2—(5)—③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○DV 被害者に対しては、否定をせず、同じ目線に立って支援することを心掛けています。</p> <p>○個人面談では、自立に向けて一緒に考え、具体的な支援につながるようにしています。</p> <p>○精神的な支援が必要な方には、専門機関への相談を行い支援に繋げています。</p>		
A—2—(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A—2—(6)—① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○外出や学校からの帰宅時には、必ず玄関での声掛けを行っています。場合によっては部屋まで職員が一緒に行くこともあり、短い時間でも個別対応を行うようにしています。</p> <p>○自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援では、支援マニュアルにもとづき、全職員が子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを心掛けて支援しています。</p> <p>○必要に応じて母親の代理で医療機関に職員が同行することもあります。普段から児童相談所等との情報交換を行っています。</p> <p>○被虐待児に対する専門性を高めるため、年1回虐待に関する施設内研修を行っています。</p>		
A—2—(7) 家族関係への支援		
A㉒	A—2—(7)—① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○個人面接により、家庭内での悩みを聞き相談に対応しています。</p> <p>○心理面談等で個別に悩みを聞き、母親と子どもの意見の違いや感情の行き違いの有無などを確認しています。</p> <p>○以前、遠く離れた子どもを持つ母親のケースでは、面会交流への引率や、退所前に連絡をとってみるなどアドバイスをして関係が良好になったケースもあります。</p>		
A—2—(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉓	A—2—(8)—① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント></p> <p>○障がいや精神疾患その他の配慮が必要な母親と子どもに対して、母親の同意の元で 病院や保育園・学校への通院や同行を行い、その記録の整備を行っています。</p> <p>○相談支援センターなどに相談し、必要な社会資源を紹介してもらっています。</p> <p>○保育園や学校とは情報共有を行い、情報を参考にした支援を行っています。</p> <p>○相談支援センターや各事業所と連携した支援をしています。保育園や学校には、母親の同意の元で同行支援などを行っています。</p>		

A—2—(9) 就労支援		
A⑭	A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<コメント> ○民間求人情報誌などを玄関ロビーに掲示しています。(就労支援事業所・職業訓練校・自立支援センターパンフレット、求人情報誌) ○ハローワークや基幹相談支援センターを活用し、母親に合った就労支援を行っています。 ○ハローワークを通して職業訓練校などの紹介をしています。 ○補助保育を就労前に母親へは説明し、希望に応じて行っています。		
A⑮	A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<コメント> ○職場での悩みや相談を傾聴することをはじめ、就労安定のため必要に応じて基幹相談支援センターなど関係機関や職場と連携しています。 ○基幹相談支援センターへ相談し、就労継続支援A型・B型事業所に繋ぐこともあります。 ○職場での悩みや相談を傾聴し支援を行っています。 ○関係機関と連携の中で、就労困難な母親の受け入れを行っています。		